Ｘ　ｉ　サ　ー　ビ　ス　契　約　約　款　の　一　部　改　正

［ 改 正 ］	［ 現 行 ］
第１章～第５章　（略）	第１章～第５章　（略）
第６章　ドコモＵＩＭカードの貸与等	第６章　ドコモＵＩＭカードの貸与等
第１節　（略）	第１節　（略）
第２節　自営端末設備の接続等	第２節　自営端末設備の接続等
（自営端末設備の接続） 第 32 条　契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第７号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社のＸ ｉサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行うＸ ｉサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表３の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。 ２～６　（略） （注）Ｘ ｉユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、当社が認めたものに限ります。	（自営端末設備の接続） 第 32 条　契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第７号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社のＸ ｉサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行うＸ ｉサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表３の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。 ２～６　（略） （注）Ｘ ｉユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、機器の制御又は監視等のための用途と当社が認めたものに限ります。
第 33 条～第 35 条　（略）	第 33 条～第 35 条　（略）
第７章～第 12 章　（略）	第７章～第 12 章　（略）
第 13 章　雑則	第 13 章　雑則
第 65 条～第 69 条　（略）	第 65 条～第 69 条　（略）
（利用に係る契約者の義務） 第 70 条　契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(13)　（略） (14)　Ｘ ｉユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。 (15)～(16)　（略） ２～６　（略） （注）　（略）	（利用に係る契約者の義務） 第 70 条　契約者は、次のことを守っていただきます。 (1)～(13)　（略） (14)　Ｘ ｉユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、その移動無線装置が組み込まれる機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。 (15)～(16)　（略） ２～６　（略） （注）　（略）
第 71 条～第 80 条　（略）	第 71 条～第 80 条　（略）

第 14 章　（略）

料金表　（略）

別表１～別表７　（略）

別表８　国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

１　２以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アジア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
オセアニア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第 14 章　（略）

料金表　（略）

別表１～別表７　（略）

別表８　国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

１　２以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アジア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
オセアニア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ヨーロッパ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アフリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	シエラレオネ共和国	Orange (SL) Limited	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）						

（注）通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

２　（略）

別表９　（略）

附　則（平成 29 年 10 月 27 日経企第 1592 号）

この改正規定は、平成 29 年 11 月１日から実施します。

ヨーロッパ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アフリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	シエラレオネ共和国	Airtel（SL）Limited	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）						

（注）通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

２　（略）

別表９　（略）

Ｆ　Ｏ　Ｍ　Ａ　サ　ー　ビ　ス　契　約　約　款　の　一　部　改　正

［改　正］

第１章～第 14 章　（略）

料金表
通則　（略）

第１表～第７表　（略）

別表１～別表８　（略）

別表９　国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
　１　２以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アジア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

［現　行］

第１章～第 14 章　（略）

料金表
通則　（略）

第１表～第７表　（略）

別表１～別表８　（略）

別表９　国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
　１　２以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アジア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

オセアニア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ヨーロッパ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アフリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	シエラレオネ共和国	Orange (SL) Limited	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）						

（注）通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2　（略）

別表 10　（略）

附　則（平成 29 年 10 月 27 日経企第 1592 号）

この改正規定は平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

オセアニア地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ヨーロッパ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アフリカ地方	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	シエラレオネ共和国	Airtel（SL）Limited	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）						

（注）通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2　（略）

別表 10　（略）